

宝塚市行財政経営方針 改訂版(案)への意見募集について

1 宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）について

「第 6 次宝塚市総合計画」の着実な推進に向け、令和 3 年度に「行財政経営方針」を策定し、財政、組織、デジタル・データの各基盤強化などにより、時代にふさわしい行財政経営に取り組んでいます。

これまでの成果や課題を踏まえつつ、社会経済の構造変化や自然災害への備えなど、これまでの発想や手法にとらわれない行財政経営への転換が引き続き求められています。

行財政経営の仕組みや業務の進め方を変革するとともに、市民や企業、大学など多様な主体との協働・共創を一層強化し、誰もが活躍できる環境づくりを進め、多くの人々が住みやすい、住み続けたい、関わりたいと感じられる価値を共に創造し、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できるまちの実現を目指して、行財政経営方針を改訂するものです。

2 宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）策定の経過

市の部長級以上の職員で構成する宝塚市行財政経営戦略本部（本部長：市長）において、令和 6 年度に財政、組織、デジタル・データの各基盤強化の 3 年を踏まえた総括を行いました。また、これまでの成果や課題を踏まえつつ、この方針の対象期間となる 10 年間の中間年に当たる令和 7 年度に審議を実施し、改訂版（案）を策定したものです。

3 宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）のポイント

時代にふさわしい行財政経営の実現に向けては、これまでの延長線での発想や行動にとらわれず、DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、行財政経営の仕組みや業務の進め方を変革するとともに、社会情勢の変化や課題に的確に対応できる組織を目指していく必要があります。

また、協働をさらに推進し、活動・活躍できる場をつくり、まちへの愛着や誇りを育むことによって、多くの人々が住みやすい、住み続けたい、関わりたいと感じる、そのような価値を共創していくことが重要となります。

市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造し、総合計画を着実に推進していくために、以下のとおり 5 つの方針を定めており、具体的な取組項目は、宝塚市行財政経営行動計画に掲げています。

【5 つの方針】

方針 1 多様な主体との協働・共創

方針 2 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり

方針 3 限られる経営資源の適正配分

方針 4 職員の働きがいの創出

方針 5 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和 3 年度に策定した宝塚市行財政経営方針では、変革と協働により、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現を目指しており、今後もその目的は不変であるため、5 つの方針については、同様とし、市長をはじめとする市の経営層がその責任と役割を果たし、各部局長のマネジメントなどにより、今般改訂する各方針に基づく取組や宝塚市行財政経営行動計画に掲げる取組をより一層推進していくこととします。

4 意見募集の目的

宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）の内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市行財政経営方針 改訂版（案） 概要版
- ④ 宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）

5 宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）の公表方法について

宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

① 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

トップページから「宝塚市行財政経営方針 改訂版（案）」で検索するか、または「検索用 ID：1060444」を入力し検索してください。以下の二次元コードからもご確認いただけます。



② 市の窓口

・市役所業務改革推進課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

6 意見の募集期間

令和7年（2025年）7月1日（火）から令和7年（2025年）7月31日（木）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所業務改革推進課（本庁舎 4F）へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メール・Web フォーム（以下の 2 次元コードよりアクセス）のいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和 7 年（2025 年）7 月 31 日（木）必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

（e-ひょうごの QR コード）



8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）「市役所 総務部 業務改革推進課」

電話番号 0 7 9 7 - 7 7 - 4 5 7 1

ファクシミリ 0 7 9 7 - 7 2 - 1 4 1 9

電子メールアドレス m-takarazuka0282@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町 1 番 1 号（市役所本庁舎 4 階）

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所業務改革推進課（本庁舎4階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。